



毎年1月1日～12月31日の1年間に生じた全ての所得の金額と、その

所得税の確定申告とは

平成22年分 所得税の確定申告はお早めに

平成22年分所得税の確定申告受付期間

2月16日(水)～3月15日(火) ※還付申告は1月4日(火)からです。

【所得税の確定申告などの問い合わせ・郵送先】

■上尾税務署(〒362-8504西門前577)

☎代表電話番号 / ☎770-1800(自動音声案内)

※音声が届きますので、用件の内容に応じた番号を選んでください。

所得に対する所得税の額を計算し、翌年の2月16日～3月15日に確定申告書を提出して、源泉徴収(給与や年金などからの天引き)された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

確定申告が必要な人

平成22年分(1月1日～12月31日)の所得金額の合計(総所得金額)が所得控除(基礎控除など)を超える場合で、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額との合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし、勤務先で給与所得の年末調整を受けた人で、給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下であるなど、一定の条件の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

所得税の還付申告とは

確定申告が不要な人でも、源泉徴収された税金が計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより納め過ぎの税金が還付になります。この申告を還付申告といいます。

※還付申告は、1月4日(火)から申告書を提出することができます。

サラリーマン(給与所得者)は、主に次の①～③のような場合に還付申告ができます。

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっている
- ②一定の要件のマイホームの取得などで、住宅ローンがある
- ③多額の医療費を支出した

所得税還付申告会場を開設

所得税還付申告の臨時受付会場を下表のとおり開設します。対象は、『確定申告書A』(申告する所得が給与・雑(年金など)・配当・一時所得だけ)を使用する人です。

※事業・不動産・分離課税所得などがあり、『確定申告書B』を使用する人は2月16日(水)以降に上尾税務署へ提出してください。

■申告に必要なもの
1 平成22年分給与所得・公的年金

【表】所得税還付申告の臨時受付会場

とき	ところ	対象地区
2月9日(水)・10日(木)	午前9時30分～午後3時30分 コミュニティセンター	JR 高崎線の西側地域に住む人
2月14日(月)・15日(火)	文化センター	JR 高崎線の東側地域に住む人

※上記の日程については、市民税課(☎775-5131)へお問い合わせください。

※所得税還付申告は、1月4日(火)から上尾税務署(9ページ案内図参照)でも受け付けます。

- 2 印鑑(認め印可)
- 3 筆記用具、計算用具
- 4 還付金を受け取る預(貯)金の口座番号(申告者名義)の分かるもの
- 5 配偶者の源泉徴収票(配偶者にパート収入などがある場合)
- 6 その他申告に必要な書類(次の①～③で該当するもの)
- ①年金受給者と年末調整が済んでいない人(年の中途で退職した人など)
- ②社会保険料(国民健康保険、国民年金など)の支払額が分かるもの
- ③国民年金保険料を支払っている場合は、社会保険料控除証明書または領収証書が必要です。

